

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、治道北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	仲 義男	大和郡山市白土町六五九
〃	東口 義巳	〃 〃 六〇六
〃	喜彦 六宏	〃 〃 六三〇
〃	稲垣 太造	石川町五五八
〃	稲垣 滋	〃 〃 五二七
〃	奥井 洋詞	発志院町三五七―三
〃	宮下 昇	〃 〃 一四〇―二
〃	辻井 廣至	中城町三一〇
〃	鈴木 文隆	番条町五六三
〃	大橋 一昭	〃 〃 五五六―一
監事	中村 隆昭	石川町五一八
〃	中谷 康二	発志院町三七七
〃	奥田 昌弘	中城町三〇八
〃	堀内 弘嗣	番条町六一九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	東口 義巳	大和郡山市白土町六〇六
〃	喜彦 六宏	〃 〃 六三〇
〃	中尾 好晴	〃 〃 一四七
〃	村井 啓益	石川町五五五
〃	吉村 康一	〃 〃 五六一
〃	宮城 邦彦	発志院町一二七
〃	矢追 充宏	〃 〃 三八九
〃	辻井 廣至	中城町三一〇

〃	〃	〃	監事	〃	〃
鈴木	越智	藪内	奥田	井田	沢村
文隆	猛	昭男	昌弘	芳之	正彦
〃	〃	〃	〃	〃	〃
番条町五六三	発志院町一三九―二	石川町五四二	中城町三〇八	〃 五九二	番条町六三一